

平等憲章

男女平等は、国際文書で宣言された権利であり、世界中で多数の法律文に正式に記された普遍的な原則である。私たち、第1回インダストリオール世界女性会議の参加者は、男女の権利平等を社会の公正、公平および寛容にとって基本的かつ不可欠なものとし、みなしている。

政治、経済、社会および文化のすべての分野で、男女の平等な待遇と機会均等を実施・強制しなければならない。労働市場に女性を統合するということは、家庭、職場、社会における関係を転換するということである。それにもかかわらず、文化や伝統、考え方、固定観念が原因で、女性の対等な参加は大きな障害に直面している。

男女の権利平等の普遍的な原則に基づいて、私たちは真の平等を促進して差別と闘う意志を表明する。目標は、男女双方が潜在能力を発揮して真の参加を達成できる社会である。この目的を果たすために、以下の達成に向けて具体策を講じるよう提案する。

- 女性が男性中心の仕事に就けるようにする能力強化
- 同一賃金・年金を求める闘い
- 柔軟な労働時間だけでなく経歴開発も盛り込んだ労働契約の達成
- 母性保護の保証
- 生活賃金を保証する雇用
- 女性の訓練の促進
- ジェンダーに配慮した職場安全衛生への取り組みの保証
- 女性に対する暴力を一切容赦しない方針の確保
- 女性の管理ポスト登用の支持
- 機会均等の交渉
- 女性のリーダーシップ開発
- 差別に対する女性の保護
- 家父長制支配との闘い

私たちは、同僚や同じ考えを持ったパートナーとともに、平等を求めて運動することを誓約する。

ウィーン、2015年9月16日